

議案第34号

三芳水道企業団規約の変更に関する協議について

三芳水道企業団規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

南房総市長 石井 裕

三芳水道企業団規約の一部を改正する規約

三芳水道企業団規約（昭和43年千葉県指令第1236号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

第5章 解散

（解散に伴う事務承継等）

第13条 解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第34号 三芳水道企業団規約の一部を改正する規約

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>第5章 解散 <u>(解散に伴う事務承継等)</u></p> <p><u>第13条 解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市の議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u></p>	<p>第1条～第12条 (略)</p>

附 則 (抄)

この規約は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。